



平成 30 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 テックファームホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 永 守 秀 章
(コード番号：3 6 2 5 J A S D A Q)
問 合 せ 先 経営管理部長 松 本 圭 太
(TEL. 0 3 - 5 3 6 5 - 7 8 8 8)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成30年8月27日開催の取締役会において、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同様。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、平成30年9月25日開催予定の第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 株式報酬型ストック・オプション制度を導入する理由

当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで当社取締役の業績向上へのインセンティブを高めることにより、当社の健全な経営を推進していくことを目的として、従来の当社取締役に対する報酬等の額の枠に加えてストック・オプションを付与することについてご承認をお願いするとともに、株式報酬型ストック・オプションとして交付される新株予約権の具体的内容のご承認をお願いするものであります。

II. 株式報酬型ストック・オプションを導入するために付議する議案の内容

1. スtock・オプションに関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、平成28年9月21日開催の第25回定時株主総会において、金銭報酬として年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額の枠に加えて、取締役に対して年額100,000千円以内の範囲内で株式報酬型ストック・オプションとして1年間に発行するための報酬等につき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対し株式報酬型ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの新株予約権1個あたりの公正価額の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデル

により算定した公正な評価単価に基づくこととしております。なお、かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役等に割当てて一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

2. 報酬等の内容（ストック・オプション報酬として1年間に発行する新株予約権の内容）

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は800個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は80,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後3年を経過した日から7年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上